

2022年3月25日

お客様各位

日本海信用金庫  
理事長 小川 義弘

### 相続手続の共通化について

島根県信用金庫協会の3信用金庫（しまね信用金庫 理事長 藤原俊樹、島根中央信用金庫 理事長 福岡均、日本海信用金庫 理事長 小川義弘）と山陰合同銀行（頭取 山崎徹）では、お客様の利便性向上を図るため、下記のとおり預金等の相続にかかる手続きおよび書類を共通化することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 実施日

2022年4月1日（金）

#### 2. 共通化の概要

預金等の相続手続において、手続き関連書類を次のとおり共通化いたします。

- ・各金融機関にご提出いただく「相続届」の様式、記入方法を共通化
- ・ご提出いただく確認書類（戸籍謄本）を共通化

#### 3. 共通化の背景

高齢化が進展する山陰地域においては、今後、相続手続の増加が予想されるなか、現状、同じ預金等の相続手続であっても、金融機関によって「相続届」の様式や記入方法が異なるほか、ご提出いただく確認書類も異なっておりました。今般、「相続届」の様式および確認書類を共通化することで、お客様の負担軽減、利便性の向上につながるものと考えております。

[注意] 本件は、相続手続を共同で行うものではありませんので、各金融機関所定の「相続届」や確認書類のご提出は、これまで同様必要となります。また、被相続人様のお取引内容によっては、手続きが一部相違する取り扱いもあります。

以上